

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての営業日およびサービス提供日等

電話番号	0737-63-5561	FAX番号	0737-62-3240
営業日	月曜日から土曜日 ※但し12月29日から1月3日までを除く		
営業時間	8時30分～17時30分 土曜日(8時30分～12時30分)		
サービス提供日	月曜日から土曜日 ※但し12月29日から1月3日までを除く		
サービス提供時間	9時00分から17時00分 土曜日(9時00分～12時00分)		

2. 事業所の概要

(1) サービス提供事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人恩賜財団済生会有田病院
所在地	和歌山県有田郡湯浅町吉川5-2-6
代表者	瀧藤 克也
事業所番号	3011610197
サービスを提供する通常の事業実施地域	湯浅町、広川町・有田川町・有田市

(2) 当事業所の職員

職種	員数	勤務体制
理学療法士	2名	常勤

3. サービス内容

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

4. 利用料金

(1) 利用料

	単価	利用者負担(1割)
訪問リハビリテーション費(1回20分)	3080円	308円
訪問リハビリテーション費(2回40分)	6160円	616円
介護予防訪問リハビリテーション費(1回20分)	2980円	298円
介護予防訪問リハビリテーション費(2回40分)	5960円	596円
介護予防訪問リハビリテーション費(1回20分)	2930円	293円
利用開始から12カ月を超えた場合		

介護予防訪問リハビリテーション費（2回 40分） 利用開始から12カ月を超えた場合	5860円	586円
サービス提供体制強化加算（I）	1回につき60円	6円

介護保険負担割合証に準じた負担分を請求いたします。

（2）交通費

前記2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

（3）その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、20日までに前月分の請求を致しますので、1か月以内にサービス従業者にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、居宅サービス計画の作成を依頼されている介護支援専門員にご相談ください。ご連絡をいただいた後、当事業所サービス従業者がお伺いいたします。契約を結び、（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成し利用者の同意を得てサービスの提供を開始します。

（2）災害時の対応

訪問当日7時の気象情報において、暴風雨警報及び特別警報が発令された場合、避難勧告や避難指示が発令された場合は、訪問を中止させていただくこともあります。

（3）サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書等で通知します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ペット類によってサービスの提供に支障が生ずると判断された場合は終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの特徴等

- ・ 済生会有田医療福祉センターが運営する各関連施設との密接な連携のもとに関係機関との調整をはかりながら利用者の一人一人のニーズに対応していきます。
- ・ かかりつけ医や、ご利用いただいている関係機関との連携を密接に行いながらサービスを行います。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をします。

8. 事故発生時の対処

事故が発生した場合は、関係市町村、利用者やその家族および居宅介護支援事業者等に連絡します。また速やかに必要な措置を講じます。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

10. 第三者評価実施について

当事業所では、第三者評価の実施は行っておりません。

11. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所お客様相談・苦情担当
担当 済生会有田病院 リハビリテーション科
宮原ほずみ
電話 0737-63-5561
- (2) その他
当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、国民健康保険団体連合会の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

有田市 高齢介護課	TEL 0737-83-1111
湯浅町 健康福祉課	TEL 0737-64-1120
広川町 住民生活課	TEL 0737-63-1122
有田川町 長寿支援課	TEL 0737-32-3111
和歌山県国民健康保険団体連合会介護保険係	TEL 073-427-4665 FAX 073-427-4664

令和 年 月 日

当事業所は本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 和歌山県有田郡湯浅町吉川52-6
名称 社会福祉法人恩賜財団済生会有田病院 印

説明者

職名
氏名 印

私は、本書面により、事業所から（介護予防）訪問リハビリテーションサービスについての
重要事項の説明を受けました。

利用者

住所
氏名 印

代理人 続柄 :

住所
氏名 印